

短期入所生活介護 重要事項説明書

社会福祉法人長寿村
特別養護老人ホーム 大田翔裕園

短期入所生活介護重要事項説明書

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話：03-3736-1211（午前9時～午後6時）

担当：生活相談員 介護職員

2. 大田翔裕園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業者番号	1371103811
事業所名	社会福祉法人長寿村 大田翔裕園
所在地	東京都大田区東六郷1丁目12番12号

(2) 職員体制

管理者	1名
医師	3名
生活相談員	2名以上（兼務）
介護支援専門員	2名以上（兼務）
管理栄養士	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
看護職員（准看護師）	4名以上
介護職員	40名以上
事務職員	2名以上

※併設、特別養護老人ホーム 定員 120 名の施設職員との合計

(3) 施設の概要

定員		12 名	静養室	1
居室	4 人部屋	室（1 室 49.72 m ² ）	医務室	1
	2 人部屋	室（1 室 25.22 m ² ）	食堂	3
	1 人部屋	室（1 室 18.38 m ² ）	交流スペース	1
浴室		一般浴・特殊浴・家庭浴		

※併設、特別養護老人ホーム 定員 120 名

3. サービス内容

- | | |
|-------|-------------------------------|
| ①食事 | 栄養バランスを考慮した、食事を提供いたします。 |
| ②入浴 | 健康状態に合わせて、週 2 回以上の入浴を提供いたします。 |
| ③介護 | ケアプランに基づく、介護を提供いたします。 |
| ④機能訓練 | 機能訓練指導員による指導のもと、機能訓練が受けられます。 |
| ⑤生活相談 | 生活相談員が随時、相談をお受けいたします。 |

- ⑥健康管理 毎日、看護職員による健康チェックを行います。
- ⑦理美容サービス 毎週水曜日、木曜日にサービスが受けられます。
- ⑧趣味活動等 希望により、各種クラブ活動やアクティビティに参加できます。

4. 利用料金

(1) 基本利用料（保険給付負担分/1日あたり）

費 目		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
介護保険サービス費 (従来型個室)	1 割	670	円	746	円	827	円	905	円	982	円
	2 割	1,339	円	1,492	円	1,654	円	1,809	円	1,962	円
	3 割	2,008	円	2,238	円	2,481	円	2,714	円	2,944	円
介護保険サービス費 (多床室)	1 割	670	円	746	円	827	円	905	円	982	円
	2 割	1,339	円	1,492	円	1,654	円	1,809	円	1,962	円
	3 割	2,008	円	2,238	円	2,481	円	2,714	円	2,944	円

費 目		要支援1		要支援2	
介護保険サービス費 (従来型個室)	1 割	501	円	623	円
	2 割	1,001	円	1,245	円
	3 割	1,502	円	1,868	円
介護保険サービス費 (多床室)	1 割	501	円	623	円
	2 割	1,001	円	1,245	円
	3 割	1,502	円	1,868	円

②加算利用料

費 目	1 割	2 割	3 割	加算単位	内容の説明
看護体制加算Ⅰ	5 円	9 円	13 円	1日あたり	常勤の看護師1名以上配置している場合に加算されます
看護体制加算Ⅱ	9 円	18 円	27 円	1日あたり	看護職員を最低基準配置よりも1名以

					上、上回って配置し且つ医療機関との連携により24時間の連絡体制を確保していること
看護体制加算Ⅲ	13 円	27 円	40 円	1日あたり	看護職員を最低基準配置よりも1名以上、上回って配置し且つ医療機関との連携により24時間の連絡体制を確保していること
看護体制加算Ⅳ	26 円	51 円	77 円	1日あたり	看護職員を最低基準配置よりも1名以上、上回って配置し且つ医療機関との連携により24時間の連絡体制を確保していること
個別機能訓練加算	63 円	125 円	187 円	1日あたり	個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービスの提供を行った場合に加算されます
機能訓練体制加算	14 円	27 円	40 円	1日あたり	機能訓練指導員を配置した場合に加算されます
夜勤職員配置加算Ⅰ	15 円	29 円	44 円	1日あたり	夜勤を行う介護、看護職員が最低基準はちを1人以上、上回っている場合に加算されます
認知症症状、心理症状 緊急対応加算	222 円	444 円	666 円	入居日から 7日を限度と して 1 日あたり	認知あ証行動、心理行動が認められ、在宅生活困難と医師が判断し、緊急に入所を受け入れた場合に加算されます。
若年性認知症受入加算	134 円	267 円	400 円	1日あたり	若年性認知症を受入れ本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に加算されます
医療連携強化加算	65 円	129 円	193 円	1日あたり	医療的ケアを必要とする方を受け入れた場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算	100 円	200 円	300 円	入居日から14日 を限度として1日 あたり	緊急的な短期入所者に対応するため、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない利用者に対してサービスを提供した場合、加算されます
療養食加算	9 円	18 円	27 円	1食あたり	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に加算されます
送迎加算	205 円	409 円	613 円	片道1回あたり	送迎サービスを利用される場合に加算されます

費 目	1 割	2 割	3 割	加算単位	内容の説明
在宅中重度受入 加算（看護体制 Ⅰを算定している 場合）	468 円	935 円	1402 円	1日あたり	利用者が利用していた訪問看護 を行う訪問看護事業者を利用者 の健康上の管理等を行わせた 場合に加算されます
在宅中重度受入 加算（看護体制 Ⅱを算定している 場合）	463 円	926 円	1389 円	1日あたり	
在宅中重度受入 加算（看護体制 Ⅰ及びⅡを算定 している場合）	459 円	917 円	1376 円	1日あたり	
在宅中重度受入 加算（看護体制 Ⅰを算定してい ない場合）	472 円	944 円	1416 円	1日あたり	
生産性向上推進体 制Ⅰ	111 円	222 円	333 円	1月あたり	（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ） のデータにより業務改善の取 組による成果が確認されたこ と。職員間の適切な役割分担 （いわゆる介護助手の活用等） の取組等を行っている場合に 加算されます
生産性向上推進体 制Ⅱ	12 円	23 円	34 円	1月あたり	見守り機器等のテクノロジー を1つ以上導入していること。 1年以内ごとに1回、業務改善 の取組による効果を示すデー タの提供を行っている場合に 加算されます。
サービス提供体制強 化加算Ⅰ	25 円	49 円	74 円	1日あたり	介護職員の総数のうち介護福 祉士が80%以上、勤続年数10 年以上の介護福祉士が35%以 上配置されている場合に加算 されます。

サービス提供体制強化加算Ⅱ	20 円	40 円	60 円	1 日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が 60%以上配置されている場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅲ	7 円	14 円	20 円	1 日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が 50%以上、常勤職員 75%以上、勤続年数 7 年以上 30%以上配置されている場合に加算されます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ ※	所定単位数の1000分の 140	1 日あたり	介護職員の賃金及び質の向上の支援に関する計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保している場合に加算されます
介護職員処遇改善加算Ⅱ ※	所定単位数の1000分の 136	1 日あたり	介護職員の賃金及び質の向上の支援に関する計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保している場合に加算されます
介護職員処遇改善加算Ⅲ ※	所定単位数の1000分の 113	1 日あたり	介護職員の賃金及び質の向上の支援に関する計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保している場合に加算されます
介護職員処遇改善加算Ⅳ ※	所定単位数の1000分の 90	1 日あたり	介護職員の賃金及び質の向上の支援に関する計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保している場合に加算されます

上記の金額は 1 日あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。（消費税は非課税です）

※但し、就業する介護職員、看護職員の人数によっては加算を変更する場合がございますのでご了承ください。

2) その他の料金

①滞在費 個室をご利用の場合は、室料及び光熱水費相当額をお支払い頂きます。
多床室（2 人・4 人部屋）をご利用の場合は、光熱水費相当額をお支払い頂きます。

② 食費 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）をお支払い頂きます。

※食費 1,880 円の内訳は、朝食 550 円、昼食 780 円、夕食 550 円です。

※従来型個室利用者で精神症状等、医師の判断で利用する場合は、多床室の滞在費と

同額で利用できます。(但し、ご利用毎に理由を記した「医師の意見書」等が必要となります。)

③ 理美容費 2,500 円～5,000 円

- ・カット 2,500 円 ・毛染め・パーマ 各 5,000 円
- ・顔そり 各 1,000 円

④ その他 上記の他、アクティビティ費用、買い物費用、嗜好・補助食品等は
その実費について自己負担となります。

⑤ 送迎サービス費 地域に応じて自己負担金をお支払い頂きます。

① 介護保険サービス費 (片道 205 円) または (片道 409 円) または (片道 613 円)	東六郷・西六郷・仲六郷・南六郷 蒲田・西蒲田・東蒲田・新蒲田・蒲田本町・南蒲田 萩中・本羽田・西糀谷
② 介護保険サービス費+500 円 (片道 705 円) または (片道 909 円) または (片道 1,113 円)	羽田・羽田旭町・東糀谷・北糀谷・大森西・大森東・ 大森中・大森南多摩川・東矢口・池上・中央矢口・ 下丸子
③ 介護保険サービス費+1000 円 (片道 1,205 円) または (片道 1,409 円) または (片道 1,613 円)	鵜の木、千鳥、久が原・南久が原・田園調布南・田園 調布本町、西嶺町・東嶺町・仲池上、西馬込・南馬込、 北嶺町・南雪谷・東雪谷
④ 介護保険サービス費+1500 円 (片道 1,705 円) または (片道 1,909 円) または (片道 2,113 円)	山王・大森北・大森本町、平和島・田園調布・上池台・ 石川町・南千束・北千束、中馬込・北馬込・東馬込・ 雪谷大塚
⑤ 介護保険サービス費+2000 円 (片道 2,205 円) または (片道 2,409 円) または (片道 2,613 円)	大田区外

5. キャンセル料

①入所日の前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無料
②入所日の前日午後 5 時までにご連絡いただかなかった場合	1 日の利用料の 10%

6. 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が途中退所を希望した場合

- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用途中に体調が悪くなった場合、短期入所生活介護の継続が困難になった場合
- ・他の利用者様の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

7. 支払方法

短期入所生活介護の終了後、翌月 15 日までに請求書を郵送いたします。お支払い方法は、口座引落としまたは銀行振込となります。お支払いいただきますと領収書を発行し郵送します。

8. サービス利用方法

(1) サービスの利用申込

- ・電話等でお申込下さい。
 - ・ご利用期間決定の後、契約を結びます。なお、ご利用の予約は 2 ヶ月前からできます。
- ※居宅サービス計画の作成を依頼している場合、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予定は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者が亡くなられたとき、または被保険者資格を喪失されたとき
- ・要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10 日以内に支払われない場合。
- ・利用者が、当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- ・やむを得ない事情により、施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30 日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。尚、この場合、予約は無効となります。

9. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

<基本理念>

私たち長寿村は、『家族主義』をモットーとした基本理念で、利用者のご満悦と笑顔を励みに努力いたします。

<利用者の生活の質の向上>

長寿村で働く私たちは、利用者様一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

＜公平・公正な施設運営＞

長寿村で働く私たちは、利用者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

＜園内の生活＞

利用者の自主性を尊重いたします。平穏な生活ができるように自らが環境作りを創造していただき、各種のクラブ活動やレクリエーションを通じて生活の充実を図っていただきます。

また、健康管理には万全を図り、毎日の生活の中で楽しみにしている食事や家族様との交流を重点におこなっています。

(2) サービスの利用のために

事 項	有無	備 考
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
第三者評価の実施	有	年 1 回（実施機関:ヒューマンウェアコンサルティング株式会社）
身体拘束の有無	無	

(3) ご利用にあたっての留意点

- ・面会時間 午前9時～午後9時
- ・金銭・貴重品の管理 必要に応じて事務所にて保管させていただきます。
- ・外出・外泊 前日までに施設にご連絡ください
- ・飲酒・喫煙 原則禁止させていただきます
- ・設備・器具の利用 特に制限はございません
- ・所持品の持ち込み 必要最小限にてお願いいたします
- ・施設外での受診 原則、ご家族様付添いをお願いいたします
- ・宗教活動 特に制限はございません（但し、勧誘等はできません）

10. 緊急時の対応方法

利用者の容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずる他、速やかにご家族様へ連絡いたします。

11. 非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画にそった、非常誘導を行う
- ・防災設備 関係法令に従って必要な設備を整えています
- ・防災訓練 年間2回の総合訓練及び毎月1回以上の訓練を実行しております。

12. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情担当

担当：生活相談員 電話 03-3736-1211

②その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

区市町村名 大田区

担当 大田区福祉部介護保険課介護サービス担当

住所 東京都大田区蒲田 5-13-14

電話 03-5744-1258

東京都国民健康保険団体連合会

担当 介護保険部 相談指導課

住所 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階

電話 03-6238-0177

13. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長寿村
代表者役職・氏名	理事長 神成 裕介
本部所在地	東京都足立区入谷 9 丁目 15 番 18 号
電話番号	03-3855-6363

定款の目的に定めた事業

1) 第一種社会福祉事業

- 1 特別養護老人ホーム
- 2 養護老人ホーム
- 3 軽費老人ホーム

2) 第二種社会福祉事業

- 1 老人短期入所事業
- 2 老人デイサービスセンター
- 3 認知症対応型老人共同生活援助
- 4 老人居宅介護等事業

3) 公益事業

- 1 介護老人保健施設
- 2 通所リハビリテーション
- 3 居宅介護支援事業
- 4 地域包括支援センター
- 5 サービス付高齢者向け住宅事業

4) 収益事業

- 1 不動産賃貸業

施設拠点等

1.特別養護老人ホーム.....	5 か所
2.養護老人ホーム	1 か所
3.軽費老人ホーム	1 か所
4.短期入所生活介護.....	5 か所
5.通所介護.....	2 か所
6.認知症対応通所介護	5 か所
7.認知症対応型老人共同生活援助.....	4 か所
8.訪問介護事業	1 か所
9.看護小規模多機能型居宅介護.....	2 か所
10.介護老人保健施設	1 か所
11.短期入所療養介護.....	1 か所
12.通所リハビリテーション.....	1 か所
13.居宅介護支援事業所	3 か所
14.地域包括支援センター	1 か所
15.サービス付き高齢者向け住宅事業.....	1 か所
16.訪問リハビリテーション.....	1 か所
17.不動産賃貸業	1 か所

14. その他

契約をする場合は、以下の確認をすること

年 月 日

短期入所生活介護の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都大田区東六郷1丁目12番12号

名 称 社会福祉法人長寿村 大田翔裕園

(事業所番号 1371103811)

代表者名 理 事 長 神 成 裕 介 印

説明者 所 属

氏 名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

印

(代理人) 住 所

氏 名

印

